

フロン排出抑制法

第一種フロン類充填回収業登録事務の手引き

(第2版)

令和3年(2021年)7月

北海道環境生活部環境局気候変動対策課

目 次

第1	フロンの概要	
1	フロンの概要	1
2	フロン排出抑制法の概要	2
3	フロン排出抑制法における第一種フロン類充填回収業者の具体的役割	3
第2	第一種フロン類充填回収業者	
1	対象となる製品	4
2	対象となる物質	4
3	登録を必要とする者	4
4	登録事業者の要件	4
5	登録申請の手続き	5
6	登録の更新手続	7
7	その他の届出等	7
8	登録申請手数料	8
9	登録証の再交付申請及び返納等	8
10	充填基準、回収基準、運搬基準	8
11	充填量及び回収量等の記録、報告	10
12	環境省webサイトについて	12
13	第一種フロン類充填回収業登録担当部署（窓口）	13
資料1	申請書類一覧表	14
資料2	登録番号の取扱	15
資料3	道内のフロン類破壊業者	16
資料4	様式集	17
資料5	申請書事前確認事項	27

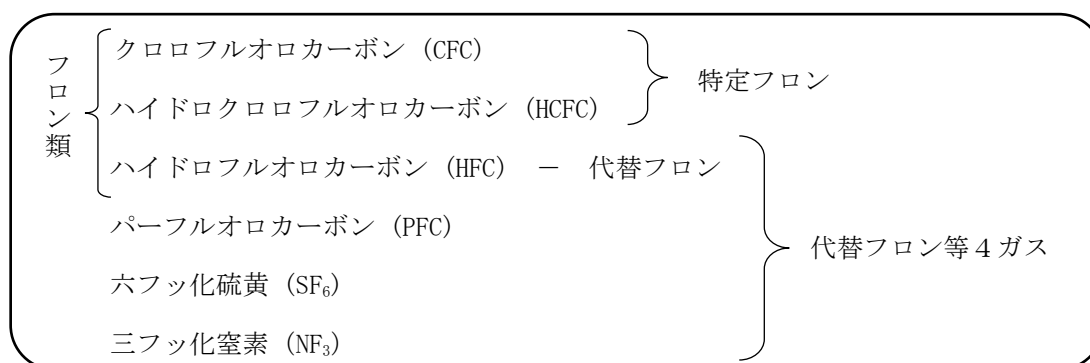
第1 フロンの概要

1 フロンの概要

(1) フロンとは

フロンはフルオロカーボン(フッ素と炭素の化合物)の総称であり、「クロロフルオロカーボン(CFC)」、「ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)」、「ハイドロフルオロカーボン(HFC)」をフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)ではフロン類と呼んでいる。

また、HFCに、「パーフルオロカーボン(PFC)」、「六フッ化硫黄(SF₆)」、「三フッ化窒素(NF₃)」を加えた4つの物質群を代替フロン等4ガスといい、地球温暖化への影響度が大きい物質として位置づけられている。



(2) フロンの用途

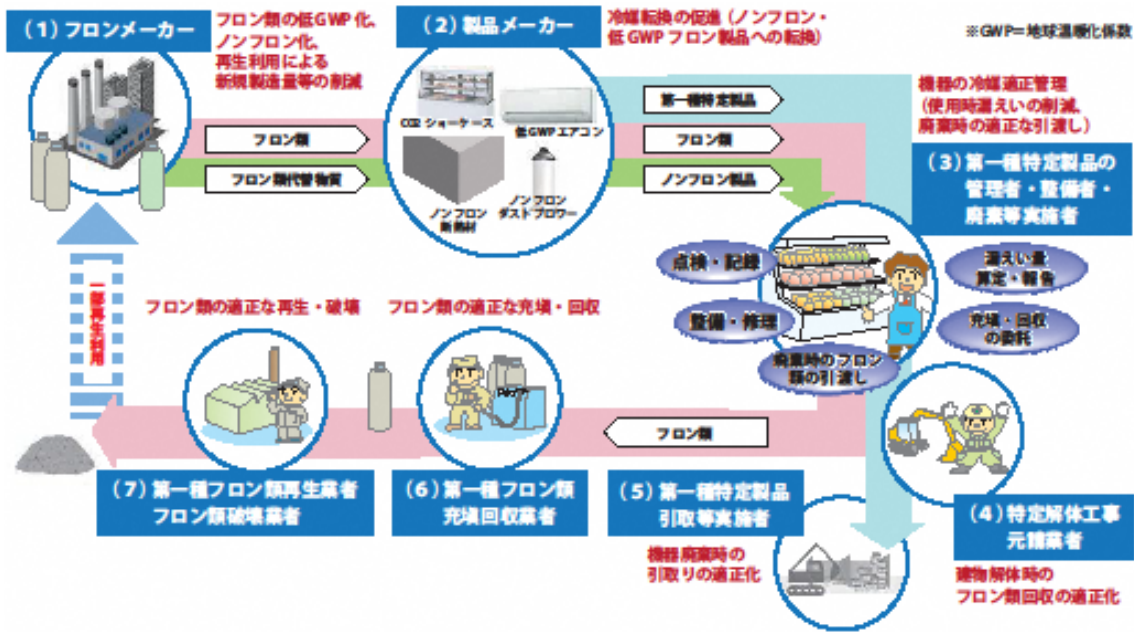
フロンは、その優れた特性から、経済や社会の発展、国民生活の向上に大きく貢献してきた。1930年代、家庭用冷蔵庫の冷媒として、1940年代、殺虫剤の噴射剤として使用されて以来、エアコンや冷蔵庫などに使われる冷媒のほか、建物に使用されている断熱材の発泡剤、電気・電子部品等の工業用洗浄剤、エアゾールの噴射剤、消火剤、半導体エッチング剤等の幅広い分野で使用されている。

【主な種類と用途】

種類	製品	主な用途	オゾン破壊係数(ODP)	地球温暖化係数(GWP)	備考
CFC	R11	ビル等の大型空調機の冷媒、断熱材の発泡剤	1.0	4750	オゾン層破壊物質 1995年末で生産全廃(先進国)
	R12	カーエアコン、自動販売機、家庭用冷蔵庫の冷媒	1.0	10900	
	R113	電子機器や精密機器の洗浄剤	1.0	6130	
HCFC	R22	家庭用ルームエアコン、業務用冷凍空調機器の冷媒	0.055	1810	オゾン層破壊物質 破壊係数はCFCより小 2019年末で生産全廃(先進国)
	R123	冷媒	0.02	77	
	R141b	発泡剤、洗浄剤	0.11	725	
	R142b	発泡剤	0.065	2310	
HFC	R32	冷媒	0	675	オゾン層を破壊しないが、高い温室効果 2036年までに85%削減(先進国)
	R125	冷媒	0	3500	
	R134a	カーエアコン、家庭用冷蔵庫、業務用冷蔵庫の冷媒等、スプレー	0	1430	
	R143a	冷媒	0	4470	
	R152a	スプレー、冷媒	0	124	
	R245fa	発泡剤	0	1030	
	R227ea	消火剤	0	3220	
	RC447ef	洗浄剤	0	250	
	R43-10mee	洗浄剤	0	1640	
R365mfc	発泡剤、洗浄剤	0	794		

2 フロン排出抑制法の概要

(1) フロン類のライフサイクル



(引用：環境省リーフレット「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」)

(2) フロン排出抑制法における各主体の取組事項

① フロンメーカー（フロン類の製造業者等）

国が定める「フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項」に従い、フロン類代替物質の製造等、フロン類の使用の合理化に取り組む。

② 製品メーカー

国が定める「指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項」に基づき、使用フロン類による環境影響度の低減に取り組む。

③ 第一種特定製品の管理者

「管理者の判断基準」に基づき、管理する第一種特定製品について点検等を実施する。

④ 第一種特定製品の整備者・廃棄等実施者

フロン類の充填・回収や、機器の廃棄等（廃棄・原材料や部品への利用を目的とした譲渡）が必要な時は、「第一種フロン類充填回収業者」に対して、充填・回収の委託や、フロン類の引渡しをする。

⑤ 特定解体工事元請業者

解体工事前に第一種特定製品の設置の有無を確認し、特定解体工事発注者に書面を交付して説明する。

⑥ 第一種特定製品引取等実施者

廃棄等された第一種特定製品の引取り等を行おうとする場合、引取証明書の写し等によりフロン類が回収済みであることを確認する。

⑦ 第一種フロン類充填回収業者

充填・回収を行う時は、充填基準・回収基準に従う。また、回収したフロン類について、自ら再生しない場合は、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者へ引き渡す。

⑧ 第一種フロン類再生業者・破壊業者

引き取ったフロン類について、再生基準・破壊基準に従って再生・破壊する。

3 フロン排出抑制法における第一種フロン類充填回収業者の具体的役割

- (1) 第一種フロン類充填回収業を行う場合、業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けること。(法第27条)
- (2) フロン類の充填・回収の際は、充填・回収に関する基準を遵守して行うこと。(法第37条、第39条、第44条)
- (3) フロン類の充填・整備時回収の際は、整備を発注した第一種特定製品の管理者への充填・回収証明書の交付又は情報処理センターへの充填・回収情報の登録をすること。(法第37条～第40条)
- (4) 第一種特定製品整備者や第一種特定製品廃棄等実施者、第一種特定製品引渡受託者からフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、フロン類を引き取ること。(法第29条、第44条)
- (5) 第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者からフロン類の回収等の費用に関する料金について説明を求められたときは、その説明をすること。(法第74条)
- (6) 第一種特定製品の廃棄時等にフロン類を引き取った場合は、引取証明書を交付するとともに、その写しを3年間保存すること。(法第45条)
- (7) 第一種特定製品の廃棄時にフロン類が残存していないことを確認した場合には、確認証明書を交付するとともに、その写しを3年間保存すること。(法第41条)
- (8) フロン類を引き取った場合は、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に引き渡すなどすること。(法第46条)
- (9) 第一種フロン類再生業者・フロン類破壊業者から交付を受けた再生・破壊証明書について、整備を発注した第一種特定製品の管理者又は第一種特定製品整備者に回付するとともに、その写しを3年間保存すること。(法第59条、第70条)
- (10) フロン類の充填量・回収量等に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、毎年度都道府県に報告すること(年度末終了後45日以内)。(法第47条)
- (11) フロン類の充填・回収の際は、それぞれについて、十分な知見を有する者が行う又は立ち会うこと。

第2 第一種フロン類充填回収業

1 対象となる製品

対象となる製品（「第一種特定製品」という。）は、冷媒としてフロン類が充填されている次の製品です。

- (1) 業務用エアコンデショナー
- (2) 業務用冷蔵機器・冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

2 対象となる物質

この法律において「フロン類」とは、次の物質です。

- (1) CFC（クロロフルオロカーボン）
- (2) HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）
- (3) HFC（ハイドロフルオロカーボン）

3 登録を必要とする者

第一種特定製品の整備時に冷媒用のフロン類を充填すること、第一種特定製品の整備時又は廃棄時に冷媒用のフロン類を回収することを業として行う者は、第一種フロン類充填回収業者として業務の行う地域を管轄する知事の登録を受けなければなりません。

4 登録事業者の要件

登録を受けようとする者は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 道内において第一種特定製品から冷媒用のフロン類を充填及び回収しようとする業者であること。
- (2) 回収しようとする特定機器のフロン類の種類及び量等に応じたフロン類を回収できる能力のあるフロン類回収設備を有すること（所有又は使用ができる権原を有していること）。
充填のみ行う業者であっても、フロン類回収設備の所有又は必要なときに使用できる権原を有している必要があります。
- (3) 次の登録の基準に適合していること。

【登録の基準】（規則第9条）

- ① フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること
- ② 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること
- ③ 申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充填量が50kg以上のものがある場合には、第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、200g/min以上のフロン類を回収できるものであること

- (4) 次の①から⑥までの事項に該当しないこと。

【登録の欠格要件】（法第29条、規則第9条の2）

- ① 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（主務省令で定める者：精神の機能の障害により第一種フロン類充填回収業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- ② フロン排出抑制法の規定若しくは自動車リサイクル法の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③ 登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者

- ④ 登録業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分のあった日
前30日以内にその登録業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- ⑤ 業務の停止を命ぜられ、停止の期間が経過しない者
- ⑥ 法人であって、その役員のうちに①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

5 登録申請の手続き

(1) 第一種フロン類充填回収業の登録申請

第一種フロン類充填回収業の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び添付書類に掲げる書類を添えて、北海道知事に提出してください。

① 申請書（規則様式第1）

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 事業所の名称及び所在地

ウ 第一種特定製品の種類並びに充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類

エ 第一種特定製品へのフロン類の充填及びフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力、台数

オ 回収しようとするフロン類の種類ごとに、フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品からの回収を行う場合にはその旨

カ フロン類の充填及び回収について十分な知見を有する者の氏名等

※ 事業所が複数ある場合には、事業所ごとにイからオまでに掲げる事項を記載した用紙を添付すること。

※ 事業所が複数の(総合)振興局に存在する場合、申請者の住所地を管轄する(総合)振興局に一括して申請すること。

※ 申請者の住所が道外の場合の申請先は次のとおりです。

a. 道内に事業所がある場合

・ 事業所が1ヶ所の場合 当該事業所所在地を管轄する(総合)振興局

・ 事業所が複数の場合 主要な事業所・営業所等の所在地を管轄する(総合)振興局

b. 道内に事業所がない場合 石狩振興局

② 添付書類

ア 本人を確認できる書類（それぞれ、そのコピーは不可）

・ 個人の場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票の写し

・ 法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の登記事項証明書

イ フロン類回収設備の所有権又は使用权を有することを示す書類

・ 所有権を有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書のうちいずれかの写し

・ 所有権を有していない場合には、使用权を有することを示す書類として、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちいずれかの写し

ウ フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類

・ 申請書に記載された以下の項目について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

【フロン類回収設備の種類】

・ CFC用

・ HCFC用

・ HFC用

- ・CFC、HCFC兼用
- ・CFC、HFC兼用
- ・HCFC、HFC兼用
- ・CFC、HCFC、HFC兼用

【フロン類回収設備の能力】

- ・200g/min未満
- ・200g/min以上

エ 申請者等が法で規定する登録の欠格要件(4(4)参照)に該当しないことを証明する書類
申請者等が法第29条第1項各号に該当しないことを誓約した旨の書面(別紙誓約書)を添
付してください

オ フロン類の充填・回収について十分な知見を有する者を証明する書類の写し等

【十分な知見を有する者】

○充填

- A. 冷媒フロン類取扱技術者
- B. 一定の資格等を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習*を受講
した者

- 一定の資格等
- ・冷凍空調技士 (日本冷凍空調学会)
 - ・高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械) (高圧ガス保安協会)
 - ・高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械以外)であって、第一種特
定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者
 - ・冷凍空気調和機器施工技能士 (中央職業能力開発協会)
 - ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
 - ・自動車電気装置整備士

- C. 十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習*を受
講した者

十分な実務経験 例：日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わって
きた技術者であって、高圧ガス保安法やフロン排出抑制
法を順守し、違反したことがない技術者

* 「充填に必要なとなる知識等の習得を伴う講習」とは、充填時に求められる冷凍
空調の基礎、使用機器の構造・機能、冷媒配管、運転・診断、漏えい点検・修
理に関する知識についての講義及び考査のことをいいます。

環境省及び経済産業省が当該講習に係る適正性を確認しており、以下のW e
bサイトで確認した講習を公表しています。

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/koushuu.html

○回収

- ・冷媒フロン類取扱技術者
- ・冷媒推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
- ・高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
- ・冷凍空気調和機器施工技能士
- ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・冷凍空調技士
- ・技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))
- ・自動車電気装置整備士(ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験に
より当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電
装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る)

6 登録の更新手続

第一種フロン類充填回収業の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失います。登録の更新は、原則、現在の登録期間が満了する日の3ヶ月前の日以降の開庁日から受け付けます。

更新の申請書や添付書類については、「5 登録申請の手続き」と同様です。

7 その他の届出等

(1) 変更届出

登録を受けた者が、次の事項を変更した場合は、変更の発生した日から30日以内に変更届出書(規則様式第2)を提出しなければなりません。

[変更届出を必要とする事項]

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 事業所の名称及び所在地
- ウ 第一種特定製品の種類並びに充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類
- エ 第一種特定製品へのフロン類の充填及びフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力、台数*
- オ 回収しようとするフロン類の種類ごとに、フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品からの回収を行う場合にはその旨

* 設備の「台数」について、登録申請書に記載した同一の「設備の種類」のフロン類回収設備が増加した場合は届出不要です(例えば、「HCFC用」1台を所有していたが、「HCFC用」1台を追加し、「HCFC用」が2台となった場合など)。

一方、例えば「CFC用」1台のみを所有していたところ、「HCFC」1台を追加した場合は届出が必要となります。

また、設備の「能力」について、登録申請書に記載した回収しようとするフロン類の種類ごとの「フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品」の取扱い状況を変更した場合は届出が必要であり、変更しない場合には届出不要です。

※ 添付書類(5(1)②参照)

- アの場合 本人を確認できる書類
- ウ、エの場合 フロン類回収設備の所有権又は使用权を有することを示す書類
フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類

(2) 廃業等の届出

第一種フロン類充填回収業を廃止した場合や法人が合併により消滅した場合、法人が解散した場合など、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければなりません。

また、廃業等の届出に際しては、その事由の生じた日の属する年度の業務の実施状況について、併せて報告が必要となります。(「11 充填量及び回収量の記録、報告」参照)

[廃業等届出が必要な場合と届出者]

- ① 第一種フロン類充填回収業者(個人登録)が死亡した場合 ~ その相続人
- ② 法人が合併により消滅した場合 ~ その法人を代表する役員であった者
- ③ 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 ~ その破産管財人
- ④ 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 ~ その清算人
- ⑤ その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類充填回収業を廃止した場合 ~ 第一種フロン類充填回収業者であった個人 又は
第一種フロン類充填回収業者であった法人を代表する役員

8 登録申請手数料

第一種フロン類充填回収業の登録、更新の申請にあたっては、手数料が必要となります。

手数料は、北海道収入証紙により納付してください。

なお、変更届出、廃業等届出には、手数料は不要です。

○ 登録の申請(新規登録) 5, 250円

○ 登録の更新 5, 250円

※ 北海道収入証紙の販売所については、道のWebサイトなどをご確認ください。

なお、道外の方で北海道収入証紙が購入できない場合は、申請窓口にお問合せください。

北海道収入証紙販売所 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/syoushi.htm>

9 登録証の再交付申請及び返納等

登録を受けた者が、登録通知書又は登録証(登録証等)を破損・汚損又は亡失のため登録証等の再交付又は変更届出により登録証等の書換を受けようとするときは、登録を受けた(総合)振興局に申請してください。

この場合、破損・汚損した又は書換を受けようとする当該登録証等を添付してください。

なお、登録証等の亡失により再交付を受けた場合、亡失した登録証を発見したときは、直ちに主管(総合)振興局に返納してください。

10 充填基準、回収基準、運搬基準

充填回収業者は、第一種特定製品にフロン類を充填するとき、第一種特定製品からフロン類を回収するとき、及びフロン類を運搬するとき、それぞれ充填基準、回収基準及び運搬基準を遵守する必要があります。なお、運搬基準の遵守については、充填回収業者から委託を受けて運搬する者にも適用されます。

(1) 充填基準

不適切な充填による漏えい防止、整備不良の機器を放置したまま冷媒の漏えい箇所等が修理されず冷媒が充填され続けることによる漏えい防止、異種冷媒の混入防止等の観点から、第一種フロン類充填回収業者が充填の際に遵守すべき基準が定められています。

【フロン類の充填に関する基準】(規則第14条)

1 第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を行う前に、当該第一種特定製品について、当該第一種特定製品の管理者が保存する点検及び整備に係る記録簿を確認すること、外観を目視により検査することその他の簡易な方法により、次に掲げる事項を確認(次号及び第3号において「充填前の確認」という。)すること。

イ 第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の漏えい(以下この条において単に「漏えい」という。)の有無並びに漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えいに係る点検及び当該漏えいを防止するために必要な措置(以下この条において「修理」という。)の実施の有無

ロ 漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候(以下この条において「故障等」という。)の有無並びに故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検及び修理の実施の有無

2 前号の充填前の確認を行った場合において、当該充填前の確認の方法及びその結果並びに次に掲げる事項について第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の管理者に通知すること。

イ 漏えいを確認し、かつ、当該漏えいに係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該漏えい箇所を特定するための点検及び修理の実施の必要性

- ロ 漏えいを確認し、当該漏えいに係る点検による漏えい箇所の特定及び修理の実施を確認できない場合にあっては、修理の実施の必要性
 - ハ 故障等を確認し、かつ、当該故障等に係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該故障等の原因を特定するための点検及び点検の結果において当該故障等により漏えいが現に生じていることが確認された場合における修理の実施の必要性
- 3 第1号の充填前の確認を行った場合において、漏えい又は故障等を確認したときは、次に掲げる事項を確認するまで第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を行ってはならない。ただし、漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所に当該漏えいが生じている場合においては、この限りでない。
- イ 漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現に生じていないこと。
 - ロ 故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検を行ったこと及び次に掲げるいずれかの事項
 - (1) 当該故障等により漏えいが現に生じていないこと。
 - (2) 当該故障等による漏えいを確認したときは、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現に生じていないこと。
- 4 人の健康を損なう事態又は事業への著しい損害が生じないように、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類の充填を行うことが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から60日以内に当該漏えい箇所の修理を行うことが確実なときは、前号の規定にかかわらず、同号イ及びロに規定する事項の確認前に、1回に限り充填を行うことができる。
- 5 充填しようとするフロン類の種類が法第87条第3号に基づき第一種特定製品に表示されたフロン類の種類に適合していることを確認すること又は充填しようとするフロン類の地球温暖化係数が当該第一種特定製品に表示されたフロン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、当該第一種特定製品に使用して安全上支障がないものであることを当該第一種特定製品の製造業者等に確認すること。
- 6 現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを当該第一種特定製品に冷媒として充填しようとする場合は、あらかじめ、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得ること。
- 7 フロン類の充填に際して、フロン類が大気中に放出されないよう必要な措置を講ずること。
- 8 必要以上に充填を行うことその他の不適切な充填により、第一種特定製品の使用に際して、フロン類が大気中に放出されるおそれがないよう必要な措置を講ずること。
- 9 フロン類の性状及びフロン類の充填方法について、十分な知見を有する者が、フロン類の充填を自ら行い又はフロン類の充填に立ち会うこと。

(2) 回収基準

フロン類の回収の実効性の確保のため、充填回収業者が回収の際に遵守すべき基準を定めるものです。

フロン類の回収は、第一種特定製品に充填されているフロン類の圧力、充填量に応じて、冷媒回収口の圧力が所定の圧力以下になるまで吸引することが必要となります。

また、回収方法について十分な知見を有する者が回収を行う、あるいは、回収に立ち会うことが定められています。

【フロン類の回収に関する基準】（規則第40条）

- 1 第一種特定製品の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下この号において同じ。）の値が、一定時間が経過した後、別表第1の上欄に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。ただし、法第39条第1項に規定する第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収を行う場合であって、冷凍サイクル（第一種特定製品中の密閉された系統であって、冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。）に残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあつては、この限りでない。
- 2 フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

別表1

フロン類の圧力区分	圧力
低圧ガス（常用の温度での圧力が0.3MPa未満のもの）	0.03MPa
高圧ガス（常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であつて、フロン類の充填量が2kg未満のもの）	0.1MPa
高圧ガス（常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であつて、フロン類の充填量が2kg以上のもの）	0.09MPa
高圧ガス（常用の温度での圧力が2MPa以上のもの）	0.1MPa

（3）運搬基準

フロン類の漏えいを防ぐため、回収したフロン類を運搬するにあたり遵守すべき運搬基準を定めています。この運搬基準は充填回収業者だけでなく、充填回収業者から委託を受けて運搬を行う者（一般運送業者など）にも適用されます。

【フロン類の運搬に関する基準】（規則第50条）

- 1 回収したフロン類の移充填（回収したフロン類を充填する容器（以下この号及び次号において「フロン類回収容器」という。）から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。）をみだりに行わないこと。
- 2 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

11 充填量及び回収量の記録、報告

第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の種類ごとに、充填した量及び回収した量、再生をした量、再生業者及び破壊業者に引き渡した量、再利用した量等について、記録を作成、保存し、知事への報告をしなければなりません。

（1）充填量及び回収量等の記録

次の事項について、記録を作成し5年間保存しなければなりません。

なお、この記録は、電磁的な方法により作成し、保存することができます。

【記録を必要とする事項】（規則第51条）

①第一種特定製品の整備が行われる場合

- ・冷媒としてフロン類を充填した年月日
- ・当該充填に係る整備を発注した管理者及び整備者の氏名又は名称及び住所
- ・設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、当該充填に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに充填したフロン類の種類ごとの量（回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）

②第一種特定製品の整備又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合

- ・整備が行われる場合又は廃棄等が行われる場合の別
- ・フロン類を回収した年月日、
- ・当該回収に係る整備を発注した管理者及び整備者又は廃棄等実施者及び引渡受託者の氏名又は名称及び住所
- ・当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに回収したフロン類の種類ごとの量（整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）

③法第41条の規定により、フロン類が充填されていないことの確認を行う場合

- ・確認をした年月日
- ・当該確認の委託をした第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- ・当該確認に係る第一種特定製品の種類及び台数

④法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合

- ・フロン類を再生をした年月日
- ・再生をしたフロン類の種類ごとの量
- ・当該再生をしたフロン類を冷媒として充填した年月日
- ・当該充填に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所
- ・当該再生をしたフロン類を充填した量

●共通事項

- ・フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ・フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ・フロン類を規則第49条第1号に規定する場合において引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ・規則第49条第2号に規定する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量

※ 記録する内容のうち「フロン類の種類」については、CFC、HCFC、HFCの区分のみならず、冷媒番号（R12、R134a等）を付記しても構いません（例：CFC(R12)）。

また、「第一種特定製品の種類」についても同様に、日本商品分類名等の細かい分類（例えば、除湿器、ショーケース、等）を付記しても構いません（例：エアコンディショナー（除湿器）、冷凍・冷蔵機器（ショーケース））。

(2) 知事への報告

次の事項を記載した報告書（規則様式第3）を毎年度終了後45日以内（5月15日まで）に、知事に提出しなければなりません。

また、第一種フロン類充填回収業者の廃業等の届出をする者は、届出とあわせて廃業等の事由の生じた日の属する年度について、知事に提出しなければなりません。

【知事への報告事項】（規則第52条）

道内で業務を行ったものに係る次の事項

- ① 設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、前年度に充填した第一種フロン類特定製品の種類ごとの台数、フロン類の種類ごとの量（回収した後に当該第一種フロン類特定製品に冷媒として充填した量を除く。）
- ② 整備が行われた場合又は廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度においてフロン類を回収した第一種特定製品の種類ごとの台数、回収したフロン類の種類ごとの量（整備

が行われた場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。)

- ③ 前年度において法第41条に規定する場合においてフロン類が充填されていないことの確認をした第一種特定製品の種類ごとの台数
- ④ 整備が行われた場合又は廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量
- ⑤ 整備が行われた場合又は廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ⑥ 整備が行われた場合又は廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ⑦ 整備が行われた場合又は廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合における再生をしたフロン類の種類ごとの量及び当該再生をしたフロン類を充填した量
- ⑧ 整備が行われた場合又は廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において規則第49条第1号に規定する場合において引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ⑨ 整備が行われた場合又は廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量
- ⑩ 規則第49条第2号に規定する場合にあっては、その行為を行った第一種フロン類充填回収業者が登録を受けた都道府県ごとに、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量

12 環境省Webサイトについて

この手引きのほか、フロン排出抑制法については、次の環境省のWebサイトを参考にしてください。

- ・フロン排出抑制法ポータルサイト（環境省）
<http://www.env.go.jp/earth/furon/>
- ・オゾン層保護・フロン類対策（環境省）
<http://www.env.go.jp/seisaku/list/ozone.html>

13 第一種フロン類充填回収業登録担当部署（窓口）

第一種フロン類充填回収業登録は、事業所の住所地を所管する（総合）振興局保健環境部環境生活課に申請してください。

事業所が複数の（総合）振興局に存在する場合は、申請者の住所地を管轄する（総合）振興局に一括して申請してください。

また、申請者の住所が道外の場合の申請先は次のとおりです。

a. 道内に事業所がある場合

- ・事業所が一ヶ所の場合 当該事業所所在地を管轄する（総合）振興局
- ・事業所が複数の場合 主要な事業所の所在地を管轄する（総合）振興局

b. 道内に事業所がない場合 石狩振興局

○第一種フロン類充填回収業登録申請先（お問合せ先）

総合振興局等名	住 所	電 話 番 号
空知総合振興局	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0042 (直通)
石狩振興局	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	011-204-5822 (直通)
後志総合振興局	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1352 (直通)
胆振総合振興局	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9575 (直通)
日高振興局	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56	0146-22-9253 (直通)
渡島総合振興局	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	0138-47-9437 (直通)
檜山振興局	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6493 (直通)
上川総合振興局	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5921 (直通)
留萌振興局	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8432 (直通)
宗谷総合振興局	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2921 (直通)
オホーツク総合振興局	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0629 (直通)
十勝総合振興局	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	0155-27-8527 (直通)
釧路総合振興局	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9153 (直通)
根室振興局	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6820 (直通)

○フロン排出抑制法全般に関するお問合せ先

環境生活部環境局 気候変動対策課	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5190 (直通)
---------------------	----------------------------	----------------------